

令和 8 年 5 月 13 日

各介護保険サービス事業所 管理者様

新宿区福祉部介護保険課課長 皆本 真喜子
(公印省略)

事故発生時の報告について

日頃より、本区の介護保険事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

「新宿区介護保険サービス事業者等における事故発生時の報告取扱要領(以下「要領」という。)」に基づき、介護保険サービスの提供中に発生した事故のご報告をいただいておりますが、この度、報告対象事故を整理しましたので、周知します。

本通知日以降に発生した事故については、要領のほか、下記に沿ってご報告をお願いいたします。なお、本通知に伴い、平成 24 年 11 月 6 日付け 24 新福介給第 762 号通知「事故発生時の報告における「前各号のほか区が報告を求める事故」については」は廃止します。

記

- 1 要領第 3 条第 1 項(1)及び(5)に規定する報告すべき事故の範囲について
別紙のとおり

【参考】要領抜粋

(事故の範囲)

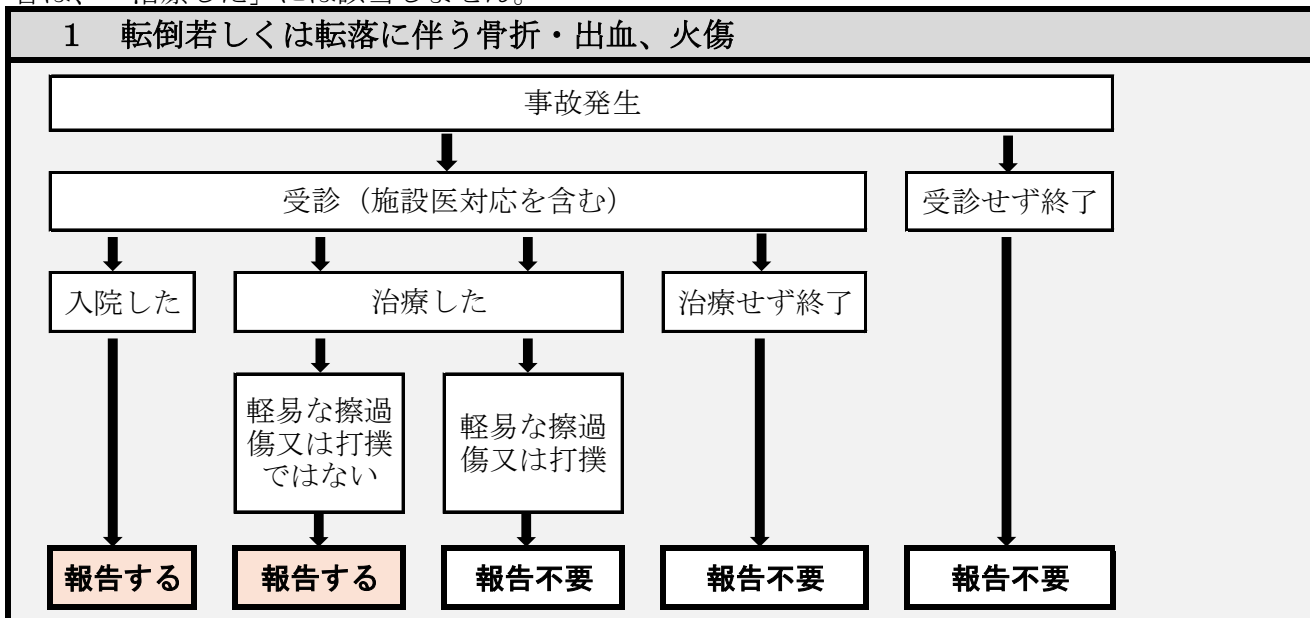
第 3 条 報告すべき事故の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険サービスや宿泊サービス(送迎、通院等を含む。)の提供中に生じた利用者の怪我又は死亡事故(転倒若しくは転落に伴う骨折若しくは出血、火傷、誤嚥、異食又は薬の誤与薬等により医療機関において治療(施設内における医療処置を含む。)をしたもの若しくは入院したものをいう。ただし、軽易な擦過傷又は打撲を除く。)
- (2) 集団で生活又は利用する介護保険事業所で発生した感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。)、食中毒、結核又は疥癬で、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成 17 年 2 月 22 日老発第 0222001 号厚生労働省老健局等連名通知) 4 に該当する場合)
- (3) 利用者の処遇に影響のある従業員の法令違反又は不祥事等
- (4) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により介護保険サービスや宿泊サービスの提供に影響する重大な事故
- (5) 前各号のほか区が報告を求める事故

- 2 問合せ先

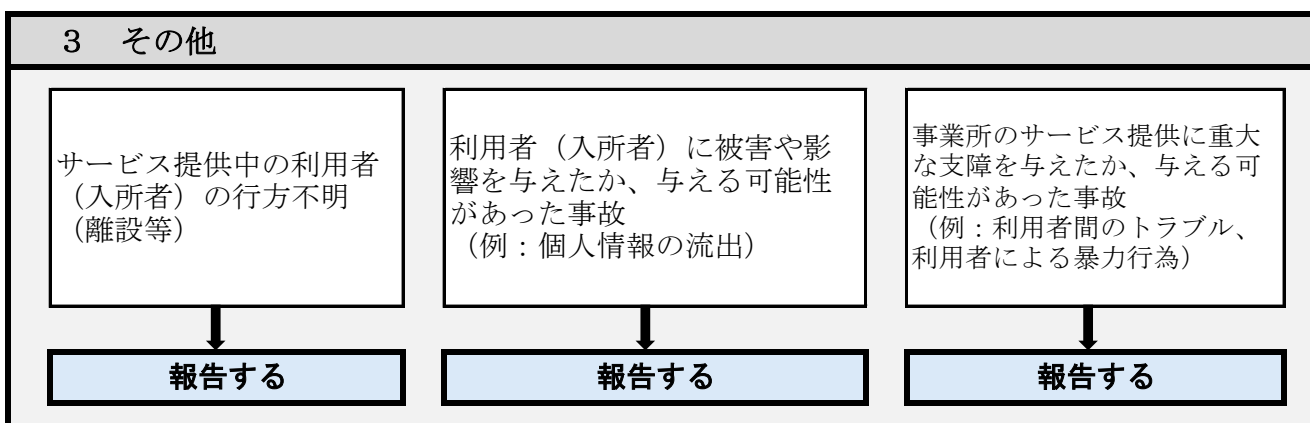
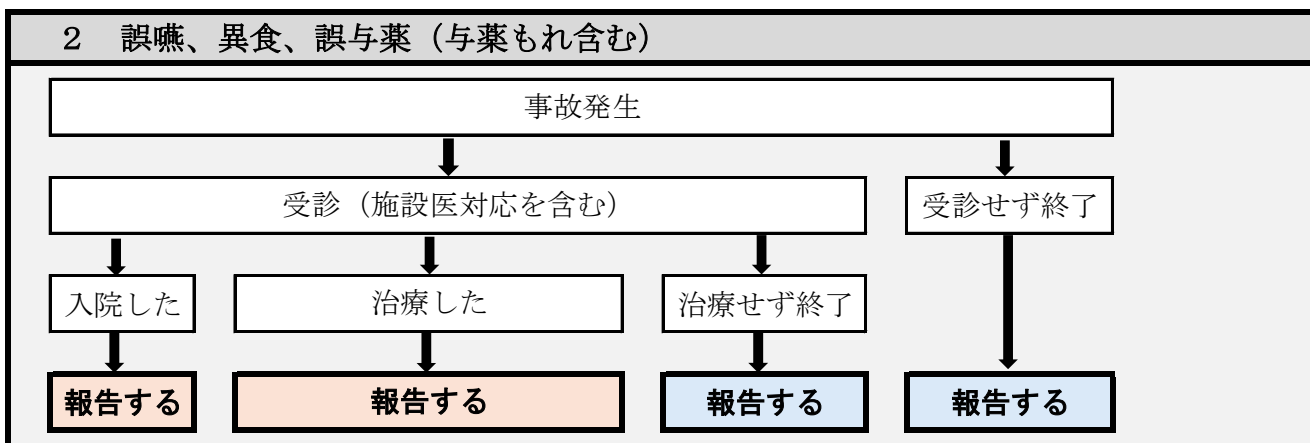
新宿区福祉部介護保険課給付係 電話 03-5273-3497

以下の「治療」とは、医師による診察・検査・診断ののちに何らかの医療処置がなされた状態を指します。受診（施設医対応を含む）はしたものの、「特に異常なし」「様子見」などで済んだ場合は、「治療した」には該当しません。



※1 軽易な擦過傷又は打撲に該当するか否かの判断は、医師の診断を基本としますが、当該擦過傷又は打撲によって、利用者の日常生活に影響が及んでいるかどうかや、事故後の通院（施設内での治療）継続の要否等を目安として、判断してください。

※2 判断に迷う場合は、報告書を提出してください。



- 要領第3条第1項(1)
- 要領第3条第1項(5)

- ・ 事業所で発生した感染症
- ・ 従業員の法令違反又は不祥事等
- ・ 災害による重大事故

要領第3条第1項(2)、(3)、(4)の規定に沿って、報告書を提出してください。